

○証券類見本ノ配置又ハ交付ニ関スル取扱

方ノ件

(大正9年1月7日 債第652号)
(大蔵省理財局長から 日本銀行)
総裁あて

大正2年5月19日附国債発甲第167号ヲ以テ及御通牒置候証券類見本ノ配置又ハ交付ニ関スル取扱方別紙ノ通改正致候条依命此段及御通牒候也

証券類見本ノ配置又ハ交付ヲ要スルトキハ見本予備品ニ左ノ各号ノ加工ヲ為スヘシ

1. 証券表面ニ於ケル額面金額ノ各文字及利札表面ニ於ケル利金額ノ少クモ2字並ニ大蔵大臣ノ印章ハ其中央ヲ打貫クコト
2. 証券(又ハ記名紙)表面上部輪廓内ニ左右ニケ所及各附属(又ハ単独)利札表面ニ一ケ所見本印ヲ朱捺スルコト但印刷局ニ於テ見本印ヲ朱捺シタル場合ハ此ノ限ニアラス
3. 証券ニ付テハ見本台帳ト契印(副紙アルモノハ共ノ副紙ヲ切離シタル上)シ其台帳ニハ配置又ハ交付先及年月日ヲ記入スルコト
前各号ノ外刷入又ハ加工ヲ要スルモノハ証券類発行ノ場合ニ準シ之ヲ取扱フヘシ